

令和6年5月16日

市政記者クラブ 様

教育委員会事務局

学事課 津田

電話：972-3214

市立小学校における個人情報が含まれる書類の紛失について

市立小学校において、1名分の個人情報が含まれる書類を紛失する事案が発生しましたので、下記のとおり報告します。

記

1 当該校

市立高見小学校（千種区）

2 事案の概要

- ・ 5月7日（火）、職員Aが転出する児童の「転学届」と「短期学区外通学承諾願」の入った封筒を児童から受け取った。
- ・ 5月9日（木）、職員Bから書類の所在を職員Aに確認したところ紛失していることが発覚した。
- ・ 5月10日（金）～14日（火）、職員室や教室など校内を探したが発見できなかった。
- ・ 5月15日（水）、教育委員会に報告
- ・ 5月16日（木）、保護者に状況を説明し、謝罪した。

3 紛失した書類及び当該書類に含まれる個人情報

- ・ 転学届及び短期学区外通学承諾願
- ・ 児童氏名、性別、学年、生年月日、保護者氏名、児童との関係、異動前の住所、異動後の住所、電話番号

4 再発防止

- 学校における個人情報の管理について、再度、学校内で周知徹底する。
- 個人情報を含む書類は、常に鍵の掛かる保管庫に収納し、作業を行う際に保管庫から取り出し、作業が終わり次第、保管庫に戻すように徹底する。
- 書類の紛失があった場合は、速やかに校内で情報共有し、教育委員会に報告する。

（参考）短期学区外通学について

1 学期始業式以後に住所を移転する場合で、許可を得て最長でその学年末まで従前の学校への就学ができるもの。
--